

令和2年12月 定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和2年12月23日(水) 開会 15時00分 閉会 16時15分

2 場 所 福井市役所本館8階第3委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二
教育長職務代理者 春木 伸一
教育委員 木村 敦子
教育委員 多田 和博
教育委員 宮郷 美千代

<事務局職員>

教育部長 塚谷 朋美
少年対策参事官 谷口 敏英
教育次長 向井 成人
図書館統括館長 小倉 敏之
教育総務課長 馬來田 善準
学校教育課長 氣谷 達郎
保健給食課長 坂井 小由里
青少年課長 松田 玲子
生涯学習課副課長 高屋 雅樹
調整参事 吉田 武文
教育総務課 副課長 名津井 章
教育総務課 課長補佐 吉川 貴大
教育総務課 主幹 山崎 哲央

4 議 題

報告

- (1) 12月定例市議会の報告について
- (2) 教育委員会委員の任命について
- (3) 令和元年度 児童生徒の問題行動調査・不登校状況等生徒指導上の諸問題に関する調査(確定値)について

5 議事の経過

- (1) 開会、教育長あいさつ
- (2) 会議録署名委員の指名 春木 伸一 委員 多田 和博 委員
- (3) 議事の要旨

教育長

報告(1) 12月定例市議会の報告について、事務局から願います。

教育部長

12月定例市議会の会期は、11月30日から12月17日までの18日間で

あった。

教育委員会関係で今回上程した議案は 「令和2年度福井市一般会計補正予算」 「福井市学校設置条例の一部改正について(福井市杉坂小学校・杉坂中学校)」 「財産の取得について(タブレット端末一式)」 「財産の取得について(タブレット保管庫一式)」 「福井市少年自然の家の指定管理者の指定について」の5件であった。これらの議案は、11月定例教育委員会において概要を御説明したものであり、いずれも12月17日の議会最終日に原案どおり可決された。(以下、一般質問の主な内容について報告)

教育長

ただ今の報告について、御意見、御質問等があればお願いします。

多田委員

別冊の6頁の山田議員の質問において「小学校の統廃合は、WHOの見解に照らして見直す必要があるのではないか」とあるが、WHOの見解とはどのようなものか。何か指針のようなものがあるのか。

事務局

(学校教育課長)

WHOの見解についてインターネット等で調べると、WHOが「人数が少なければ少ない方が良い」という表現をしている部分はあるものの、数十年前の文書であり、根拠となる文献などについてもどこまで信憑性があるのかよく分からない。また、「学びは個人のものである」という欧米の考え方に沿うものであって、我が国の「集団の中で高め合う・学び合う」という教育にそのまま当てはめるのは難しいのではないかと考えている。WHOが言っている規模は、学校単体で100人程度までということなので、小学校であれば1学年あたり15人程度でないと、きちんとした教育ができないという記述である。

教育長

文献そのものが、かなり昔のものであるということと、日本の教育制度に照らしてWHOが言っているものではないので、答弁において特に触れるつもりはなかった。インターネットで検索すると、「『学校単体では100人程度が望ましい』というのがWHOの見解だ」と第三者が言っている文書はあるが、それがWHOの公式文書として言われているわけではない。

統廃合の話になると、1人や2人で果たして集団的な教育ができるのかというところが一番大きな課題である。

ほかにいかがか。

統廃合については、次の総合教育会議でもテーマに上げることになると思うが、現在、河合地区も含めて4か所で意見交換会を開催したところである。森田地区については、小学校を2校に分割することなので、市長からもできるだけ早く進めるように指示を受けているところであり、来年から動かす予定である。このほかの殿下地区と越廼地区については、なかなか簡単には受け入れてもらえない状況ではないので、そこは、早急に進めようと思っているわけではないことは地元に対しても伝えている。そのほかの地区については年を越す見込であり、こうしたコロナの状況下であって、場合によっては年度内には終わらないかもしれ

ないが、来年度の6月議会までには一通り意見交換会を開催したいと考えている。

そのほか、給食センターのPFIの今後の進め方に関して、何か説明等しておきたいことはあるか。

事務局
(保健給食課長)

PFI事業の進捗状況について、4月以降に入札を予定しているが、PFIの場合は、入札前に事業者からの意見を聴くという手順を踏むことになっているので、入札公告の核となる部分について、実施方針と要求水準書を11月下旬から公表している。意見募集の期間が12月17日までであり、既に締め切ったが、200件以上の意見が寄せられたところである。現在は、その意見に対する回答を用意しながら、今後、実施方針や要求水準を変更する必要があるかどうかを協議していく予定である。現在の進捗状況は以上であるが、また、その都度、報告をさせていただく。

教育長

よろしければ、次に報告(2)教育委員会委員の委嘱について、事務局からお願いする。

事務局
(教育総務課長)

春木委員の任期が本年12月21日までであったが、12月17日に議会の同意を得て、同日、市長から任命をいただき、再任されることになった。任期は、本年12月22日から令和6年12月21日までの4年間である。引き続き、よろしく願います。

教育長

春木委員から一言御挨拶をいただきたい。

春木委員

引き続き、教育委員を拝命することとなった。議会での御礼の挨拶の際にも申し上げたが、給食センターの問題や新型コロナの問題など、たくさんの取り組みなければならない課題があり、教育委員の皆様の協力を得ながらやっていきたいと考えている。また、学校教育だけでなく、地域教育にも目配りしながら、教育委員としての任務を果たしていきたいと考えているので、よろしく願います。

教育長

なお、再任された春木委員には、引き続き教育長職務代理者をお願いしたい。
よろしければ、次に報告(3)令和元年度 児童生徒の問題行動調査・不登校状況等生徒指導上の諸問題に関する調査(確定値)について、事務局から報告をお願いする。

事務局
(学校教育課長)

去る11月13日に、文部科学省から「令和元年度 児童生徒の問題行動調査・不登校状況等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果が公表された。このうち、本市の状況について概要を報告する。なお、資料に掲載しているデータについては市のデータであるが、公表されているのは全国と都道府県単位のものであるので、取扱いには注意をお願いしたい。

まず暴力行為について、本市では中学校で3件発生している。これらはいずれ

も同一の中学校で発生したものである。

なお、本年度は、同校も含めて暴力行為は発生していない。

次に、いじめの状況であるが、これまでアンケートの実施等により積極的にいじめの把握に努め、認知件数が増加傾向にあったが、本市においては、小学校、中学校ともに、前年度と比べて件数は減少したところである。件数は、小学校で377件、中学校では102件を令和元年度に認知している。そのうち、小学校314件、中学校89件は解消しているが、残りのものについては各学校で解消に向けて粘り強く取り組んでいるところである。いじめの解消の定義としては、いじめの行為が止んでいる状態が3か月継続していることと、被害者が苦痛を感じていないという2つの条件が成立しているときとしている。したがって、今は様子を見ているというものの中にはあると思われる。また、いじめの内容について最も多いのが、小学校、中学校ともに「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句等」となっている。

次に、不登校の状況であるが、年間30日以上、不登校を理由にして欠席した児童生徒は、数と全体に占める割合ともに前年度より増加している。本市の割合は、小学校では0.63%であるが、全国では0.8%となっている。また、中学校は3.05%となっているが全国は3.93%であるので、割合では全国よりやや低い状況である。ただし、件数については、平成25年度まで遡って見ると、近年は増加傾向にある。平成18年頃から平成25年まではやや右下がりであったが、その後増加に転じて、現在まで増加傾向が続いている。要因としては、「無気力・不安」が最も多い。友人関係や親子の関係も多くなっているが、これらは全国的に同様の傾向である。無気力等により学業不振となり、そのことによってますます無気力になるという負の連鎖もあるのではないかと思う。

これらの暴力行為、不登校等への対策としては、児童生徒の自己有用感が高まるよう、学校の日頃の活動の中で、絆づくりや信頼できる友達づくり、人間関係づくりについて、積極的に働きかけ、機会を設けていくことや、学力不振から無気力になることがないように、分かる授業や楽しい授業に心掛けること、児童生徒が教職員に相談しやすい関係づくりに心掛けること、夢や希望を持てるようなキャリア教育に力を入れること、スクールカウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー、外部機関とも連携し、早めの対応を取る。このようなことについて、学校訪問等の際に全ての教員に周知しているところである。また、要請に応じて指導主事が校内研修に出向くなど、学校の取組みを支援しているところであり、少しでも良い方向に向かうよう取り組んでいきたいと考えている。

教育長

ただ今の報告について、何か御意見、御質問があればお願いします。

暴力行為の事案について、可能な範囲でよいので、怪我人の有無など状況について教えてほしい。

事務局

(学校教育課長)

3件発生したが、いずれも異なる生徒によるものであった。警察を呼んで対応したのものもあるが、大きな怪我に至った事案はない。

教育長 それらの事案に係る生徒のうち、現在も在校している生徒がいるとのことだが、当該中学校は現在どのような状況か。

事務局
(学校教育課長) 暴れたり授業中に勝手に出て行ったりということは、かなり治まっていると聞いているが、今年の新入生もなかなか落ち着かない状況であるので、気を張っていると聞いている。因みに、3件とも生徒自身が謝罪しており、案件としては解決している状況である。

教育長 暴力行為となると、どうしても問題としては大きく感じるので、教育委員会としても指導主事等を派遣するなど十分な対応は行っているが、今のところは状況が大きく悪くなっている状況ではないということである。1年生が少し不安定な状況ではあるが、今年はなんとか落ち着いている状況だと捉えている。

春木委員 暴力行為に関して、特別支援学級や一般の学級も含めて、発達障害の児童生徒が関与している事案は、ここ数年はどうなっているか。

事務局
(学校教育課長) 発達障害を持つ児童生徒で、自分の気持ちをコントロールできずに他人や物に当たったりすることについては、案件としては聞いているが、例えば暴力事件として扱うレベルの事案としては報告されていない。

教育長 ほかにいかがか。

多田委員 不登校に関して、議会の資料の18頁で堀川議員への答弁において、「不登校や登校しぶりの見られる子どもたちには学校内の支援以外にもチャレンジ教室による学校復帰支援を実施している」とあるが、小学校で87名、中学校で200名というのは、チャレンジ教室等の支援を受けている子どもたちは対象外となっているのか。

事務局
(学校教育課長) 先ほど説明した数字は、30日以上欠席があるということであるが、内訳としては、ほぼ毎日家にいるという子どもから、毎月3日ほど学校に行きたくなくて、それが積み積もって30日以上になっている子どもまで様々である。チャレンジ教室については、学校に行きながら、それでも適応しづらいのでチャレンジ教室にも行っているという子どももいれば、学校には全く行けないのだがチャレンジ教室であれば頑張れるという子どももいる。資料の数字は令和元年度のものだが、チャレンジ教室の現状で申し上げると、小学生が11人、中学生が21人の計32人が通っている。その通い方も、毎日通っている子どももいれば、週に1~2回チャレンジ教室に顔を出して、社会とのつながりのような形で通っている子、学校に行きにくいときにはチャレンジに行くという子などもある。チャレンジ教室と学校でうまく連絡を取りながら、少しでも学校に足を運ぶように、

メンターや学習の支援などを行っている。ただし、チャレンジに行っているのは30数人であるので、そこにすら行けないという子どもがいることも事実である。

教育長

チャレンジ教室に行くと、基本的には出席扱いになるが、1日も出席できていない子は何人ぐらいいるのか。

事務局
(学校教育課長)

毎月集計を行っているが、小学生では11月に全て欠席した児童は20人である。9月から正確に把握することとしているが、(9月の)17人から、18人、20人と少しずつ増えてきている。また、中学生は48人である。これは、チャレンジ教室にも行けなかったということである。

教育長

これは新型コロナの影響なのかどうかは分からないが、少し多くなっているイメージである。

事務局
(学校教育課長)

新型コロナを心配して「しばらく登校を見合わせる」という子は、現在は全て登校している。新型コロナによって3月、4月、5月の長期休業の影響で、なかなか朝起きられないとか、そういう理由で休みがちになっている子どもも散見される。

宮郷委員

チャレンジ教室とは、学校の保健室とは別に、福井市が設けている制度なのか。

事務局
(学校教育課長)

チャレンジ教室は、旧中藤公民館に市教育委員会が設置しており、4人の指導員に子どもたちの対応をしていただいている。このほか、スクールカウンセラーの拠点にもしているので、学習支援や保護者も含めた相談活動等も行いながら、学校復帰をめざすといった取り組みを行っている。学校の相談室や保健室などにも足が向かないという子どもたちに通ってもらっている。先ほど32人が在籍しているとのことだったが、過半数は、週1~3回程度、学校の相談室や保健室なども含めてだが、学校の敷地内に足を運ぶことができるようになってきている。

宮郷委員

チャレンジ教室については、学校側が保護者や児童生徒に紹介して行くように勧めているのか。

事務局
(学校教育課長)

不登校や登校しぶりの子どもや保護者に対しては、担任を中心に相談、面談を行っていくことになる。学校に来られるように働きかけや面談等をしながら、どうしても学校に来ることが難しいということであれば、チャレンジ教室を通じて学校に戻る練習をしてみないかという提案を行い、保護者の同意があれば、申請書を出していただき、そちらに通ってもらう。通った分については出席扱いとしている。

教育長

お勧めするわけではないが、一度見学してはどうかと提案し、子どもの意思を確認しながら対応している。どこかに行きたいという気持ちになっていけば、一

番底の状態よりは上がっているのだが、かといって、毎日行く子もいれば、週に2～3回しか行かない子もいる。中藤地区にあるので、住んでいる地域によっては保護者の送迎も必要であり、遠いということもある。

春木委員

学校不適応対策推進事業会議の近年の開催状況はどうなっているのか。

事務局
(学校教育課長)

現在も毎年2回開催しており、チャレンジ教室の運営の方向性などについて御意見をお聴きしたりしている。

教育長

春木委員が委員長をされていた時よりは回数は減っている。

春木委員

福井大学の学生をメンタルフレンズとして派遣してもらう制度は、今はどうなっているのか。

事務局
(学校教育課長)

今は、ライフパートナー、心のパートナーという形で継続しており、福井大学で教職を目指している学生を中心に派遣をいただいている。今年は、新型コロナの影響で、大学もオンラインでしか授業ができない状況であったので、大学からの申し出も踏まえて、オンラインでライフパートナーによる支援を行った。ただし、学生と不登校の子どもとを直接、個と個で結んでしまうのは問題があるということで、相談室に出てこれる子については学校の先生も横にいる状態で、学生がアパートや自宅からオンラインでの支援を行った。また、家から出られない子に対しては、ライフパートナーの学生に学校の相談室等に来てもらい、そこから学校の教員と一緒にオンラインでの支援を行うという形で工夫して取り組んできたところである。オンラインについては、周辺部で学生も行きにくい場所にとっては、コロナの有無に拘らず効果的であるということで、継続してやっていく予定をしている。

教育長

今までは、クルマを持っていないと周辺部には行けなかったのだが、オンラインであれば、学生も家に居ながら活動できるということが分かったので、それは一つの大きな効果であったと思う。

春木委員

スクールカウンセラーは学校でしか会えないと思うが、保護者から「学校以外で会って話ができないか」という要望を聞くことがあるのだが、直接、家庭に向くことはできないと思うので、今の話のように遠隔で対応する方法もあるのではないか。

教育長

スクール・ソーシャルワーカーであれば家庭に直接出向くことは可能だが、スクールカウンセラーが家に行くことは、勤務時間や手当の関係も含めて難しい。オンラインでの対応は不可能ではないので、今後、研究していかなければならない。

春木委員

私はここしばらく行っていないのだが、以前の教育委員で熱心な方などは、年に2～3回はチャレンジ教室に行っていた。私もまた行きたいと思うし、行くといろいろなことが分かると思う。

教育長

ぜひお願いする。

不登校の原因について、いじめによるものは0件だが、いじめを除く友人関係とどう違うのかがいつも疑問に思っている。例えばいじめの態様としては「金品をたかられている」などとあるが、これが直接の原因で不登校にならなければ、いじめによる不登校には該当しないと思うが、例えば「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句」等の友人関係が原因で学校に来れなくなったら、それは即ち、いじめによる不登校ではないかと思うが、その辺の基準はあるのか。

事務局
(学校教育課長)

これは、学校が、原因がいじめであると認識しているかどうか、というところになると思う。毎月、欠席が多い生徒については報告を上げてもらっているが、その中で学校がどのように対処してきているかということである。

教育長

いじめによる不登校になると、市長まで報告しなければならないような重大案件になることから、学校がそれをどこまで重く受け止めているかということだが、少し曖昧な部分があると感じる。一方で、しばしば報告しなければならないとなるのも、いかがなものかと思うが、例えば金品をたかられたとか、隠されたとか、誹謗中傷で嫌なことをされたとなると、通常、それをいじめとして認識しているのであれば、それが主の原因ではないとは言いながら、そこから友人関係が悪くなって不登校になるということもある。

春木委員

例えば、小学校の高学年から中学生ぐらいの女の子は、グループを作るのだが、そこに入れない子は、それが原因で学校に行けなくなるということはある。ただし、いじめではない。それが重なってくると、今度、行ったら何か言われるのではないかと、といった不安に繋がってくる。そういう子は結構多い。

教育長

確かに、要因は一つではなく複雑に絡んでいる。グループ化するということも、一つの社会勉強でもあるが、そこで大きなトラブルになれば大きな問題になる。いずれにしても、不登校が少し増えてきている点については、気を付けなければならないと思うので、引き続き、様々な面で検討したい。

ほかにいかがか。よろしければ、以上で本日の議事は終了となるが、ほかに何かあるか。

事務局
(保健給食課長)

お手元に、学校における新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインを配布している。文部科学省のマニュアルが12月3日付けで改正されたことを踏まえ、市のガイドラインも改訂を行い、12月22日付けで学校に通知した。

今回、国は、最新の知見に基づき改正したとしており、概要の一点目として、これまで学校内での感染事例が1人にとどまっているのが殆どであることを踏まえ、文部科学省としては、学校における感染拡大防止の工夫や努力を継続してほしいという内容であった。具体的には、6月から11月までの統計では、学校内で1,996件感染があったが、このうち1人にとどまっているのは1,552件、77.8%であった。逆に5例以上の感染となった事例は、1,996件中52件で2.6%であったということである。また、このうち重症者は、児童生徒で0人、教職員は1人であった。こうした状況から、子どもは大人に比べて感染拡大しにくいことも示唆されているとのことである。

二点目としては、これまで国は、感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行うとしていたが、先ほどの検証から、今後は保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討、判断し、感染が広がっている可能性が高い場合以外は、学校教育を継続するという考え方に改めるように、とのことである。これを受けて、お手元の資料の主な改訂点として、一つ目、感染者が発生した学校の消毒についてであるが、以前は業者による消毒を行うこととしていた。しかしながら、国は、「専門業者による消毒を行う必要はない。また、施設全体を行う必要はなく、感染者が活動した範囲の物品の消毒でよい。」ということを示してきている。本市で業者消毒の手配を行うと、3日程度は業者が入ることができないため、期間を要することから、学校教育をできるだけ早く再開するため、保健所の指示のもと、教育委員会事務局の職員が、感染者が判明した当日又は翌日に行うことと改正する。次に、学校教育の継続の観点から、感染者が発生した場合の臨時休業期間を再整理した。今までは、臨時休業期間を、一旦は3日程度としていたが、感染者が発生した場合、一旦臨時休業とするが、その期間は、保健所が濃厚接触者及びPCR検査対象者の特定を行うまでの期間、1日程度とする。学校内で感染が広がっている可能性が低い場合、これは、濃厚接触者やPCR検査対象者がいても限定的である場合であるが、この場合は2日目からは学校を再開し、学校教育活動を継続する。PCR検査対象者については、結果が確認できるまで自宅待機、濃厚接触者については、感染者と最後に接触した日の翌日から2週間程度を出席停止とする。感染が広がっている可能性が高い場合は、保健所と協議の上、真に必要な範囲に限り休業期間を延長するという一方で、この場合も、クラスや学年などを絞り、日にちも必要な期間に限定するものとする。そのほか、換気や体育時のマスク着用などについて、ガイドラインを修正している。

教育長

新しいガイドラインということで説明を頂いたが、何か御意見や御質問等があればお願いします。

春木委員

換気の問題で、「暖かい服装」とあるが、例えば使い捨てカイロ等の使用は認めるのか。

事務局

使い捨てカイロの記載はしていないが、ケース・バイ・ケースで、学校で判断

(保健給食課長)	していただければよいと考える。
教育長	<p>そもそも使い捨てカイロの持ち込みを禁じているということがないと思う。</p> <p>私は以前から懐疑的なのだが、小学生、中学生など若い人は重症化しないというエビデンスは、まだどこにもないと思うが。確かに、学校では重症化していないのが現実なのだが、果たしてここまで緩めてしまってもよいのかという気がするが、医学的にはどうなのか。</p>
春木委員	<p>現在問題になっているのは、イギリスで変異ウイルスが発生しており、重症化するわけではないが、どうも年少者に感染が多いのではないかとされている。</p> <p>インフルエンザの経験から言うと、学校がインフルエンザの感染源になって、そこから多くに感染するという。だから、今はいろいろと問題が出てやめているが、昔は小学校も中学校も集団接種を行っており、あれは防ごうという考え方でやっていたものである。こうしたことから、これから新型コロナウイルスの変異株が流行ってくると、油断はできないのではないかと思う。</p>
教育長	いずれにしても、消毒は教育員会の職員が行うことになったということだが。
事務局 (教育総務課長)	<p>消毒業者の対応であるが、本来は業者に入ってもらうのが望ましいと考えていたが、業者としては、感染のリスクを考慮して3日程度は空けないと入れないということである。3日程度経てばウイルスが不活性化するので、その状態でなければ入れないということ、市内の複数の業者に確認をしている。また、専門業者以外の業者にも確認したが、感染者が発生した学校に作業員を派遣したということが風評被害的になって、その会社の他の業務において、そういう人たちを派遣できなくなるということが考えられるということで、受け入れてもらえる業者がないのが現状である。また、県内に、1、2日で消毒を行った事例があるので確認したところ、県外の業者に委託して消毒したとのことであった。このように、消毒を業者に委託できないという現状があるのと、学校においては日常的に教職員が消毒を行っており、PCR検査を受けるという状況になれば、一旦、教職員が消毒を行い、その後に市職員が行うという体制になるので、感染リスクは高くないと考えている。フェイスシールド、マスク、手袋のほか、防護服をどこまで着けるかは保健所と相談して決めることになるが、職員については、持病を持っている者と同居家族で介護を行っている者については外した上で、課長補佐以下の職員で班編成することを考えている。</p>
教育長	ほかにかがが。
宮郷委員	<p>換気の件に関連して、暖かい環境で授業ができるように、ブランケットを持ってきてよいなど、いろいろと対応していただいている。また、子どもたちは素直であり、学校から言われたことは必ず守っている。毎朝の健康観察もきちんと</p>

書いており、習慣化しているのか、苦にならなくなっており、ハンカチも当たり前のように2枚、3枚持って行くなど、きちんとしているので、学校では感染が広がらないのかなと思っている。

教育長

学校で広がらない要因の一つとしては、子どもたちが素直に感染対策をしっかり取っており、先生方も一生懸命アルコール消毒を行っているので、そういった面ではある程度安心している。PCR検査は無償なのか。

事務局

(保健給食課長)

保健所が対象とした人は無償で受けられるようになっている。自分の意思で受検する場合は1万8千円である。

教育長

以前、私立の高校で感染者が発生した際は、消毒やPCR検査で100万円以上かかったと聞いている。

事務局

(教育総務課長)

中藤小学校の場合は、数か所の教室とトイレなど部分的に実施し、3時間で50万円かかっているのですが、当該私立高校の場合は100万円ぐらいはかかると思う。

宮郷委員

職員が消毒を行うことについて問題はないのか。

事務局

(教育総務課長)

職員課にも確認したが、してはならないということではなかった。

教育長

ガイドラインについては以上でよろしいか。
ほかにあればお願いします。

事務局

(学校教育課長)

令和2年度の卒業式であるが、中学校と小中併設校は3月12日金曜日に、単独の小学校は15日の月曜日に実施する。依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見えてこない状況であるので、昨年度と同様に出席者を減らし、内容も精選した形で実施させていただく。学校規模によって対応の違いが若干生じることになると思うが、具体的には、出席者は卒業生と教職員、卒業生の保護者とすることを原則としたい。また、実施に当たっては健康観察、マスク着用など、感染症対策を十分に取ったうえで時間も短縮して行うということで、各小中学校に今後通知する。来賓をお呼びしないほか、市及び教育委員会からの出席も見合わせたいと考えているので、教育委員の皆様方には誠に申し訳ないが御了承をお願いしたい。教育委員会の告辞については、文面を印刷し、卒業生に配布する形を採りたいと考えている。委員の皆様には、後日、御確認いただくことになるのでよろしくお願いします。なお、令和3年度の入学式や、幼稚園の卒園式・入園式についても現時点では同様に考えているので、併せて御理解をお願いします。

教育長	現時点では、来賓については、市長をはじめ市職員の出席も取りやめるということで、よろしく御理解をお願いしたい。立志式なども同様か。
事務局 (学校教育課長)	立志式、終業式のほか、例えば卒業生を送る会などのような校内の式典や行事なども、同様に感染対策をとった上での開催となる。基本的に、生徒数や体育館のキャパシティなどにに基づき各学校で判断することになると思う。
教育長	行ける、行けないはあると思うが、次回の会議の時であれば、日程だけはお示しいただきたい。
春木委員	成人式は以前からの予定どおりでよいのか。
事務局 (生涯学習課副課長)	今のところは1月10日に実施する予定でいる。開催や帰省の2週間前からの感染対策について周知している。
教育長	福井市は開催する予定であり、その場に来れなくても、オンラインで開催する。ほかによろしければ、事務局から次回の日程について願います。
事務局 (教育総務課 課長補佐)	次回の定例教育委員会については、1月29日(金)15時から第3委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。
教育長	以上をもって会議を終了する。

令和3年3月23日

署名委員 春木 伸一

署名委員 多田 和博

会議録作成職員 山崎 哲央